

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国際機関分担金	事業開始年度	昭和27年度	作成責任者		
担当部局庁	大臣官房国際課	担当課室	大臣官房国際課	麻田 千穂子		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	世界保健機関憲章第56条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	世界保健機関(WHO)を通じ、「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とした国際協力を推進している。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	世界保健機関(WHO):「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とし、感染症対策、医薬品・食品の安全対策、健康増進対策等の活動を実施している。					
実施状況	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、平成21年6月現在193か国が加盟している。世界保健機関(WHO)については、世界保健機関憲章第56条の規定により、割り当てられた分担金(義務的経費)の支払いを行うことなどにより、国際機関を通じた国際協力の推進に努めている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	10,053	8,689	7,953	7,258	5,470
	執行額	10,053	8,689	7,953		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費	51,801	52,479	47,835		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国は支出先である世界保健機関(WHO)が予算や実施事業等を決定する総会や執行理事会等に参加し、積極的に意見を述べることで、我が国の財政支援が的確に使用されるよう努めている。				
	見直しの余地	予算等の決定の場である総会や執行理事会等に参加し、積極的に意見を述べ、分担率で第2位の我が国の財政支援がどのように執行されているか、引き続き検証・確認を行っていく。				
予算監視の所見率	国際機関に対する分担金であるため、効率化は困難と考えるが、有効に活用されるよう国際機関に働きかけるなど適切な執行に努めること。					
補記	<p>【事業実施の必要性】 世界保健機関(WHO)を通じ、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的とした重大な感染症発生時における早期封じ込めなどの危機管理、化学物質の安全性評価などの健康に係る安全確保対策、寄生虫対策における開発途上国の対応能力のための制度づくり支援といった、世界の保健政策上不可欠の重要課題に対する国際協力活動を推進するため、世界保健機関加盟国の責務として、世界保健機関憲章第56条の規定により割り当てられた分担金を支払う義務がある。</p> <p>【その他特記事項】 総事業費については、当該年度の支出官レートを適用した日本円換算で計上している。</p>					

厚生労働省
7,953百万円



【国際分担金等】

A. 世界保健機関(WHO)
7,953百万円

〔 世界保健機関分担金
(世界保健機関憲章第56条) 〕

〔 ※百万円未満については端数処理
を行っている 〕

資金の流れ

A. 世界保健機関(WHO)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
分担金	世界保健機関加盟国に対し、WHO憲章第56条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	7,953			
計		7,953	計		
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)